⑵　平成18年12月28日、売上原価の過少計上、減損損失の不計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が1,721百万円の利益であったにもかかわらず、これを9,721百万円の利益と、連結中間純損益が24,949百万円の損失であったにもかかわらず、これを5,256百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が114,770百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する『純資産合計』欄に177,696百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成18年９月中間期半期報告書を提出し、

⑶　平成19年６月28日、売上原価の過少計上、減損損失の不計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が291百万円の利益であったにもかかわらず、これを23,457百万円の利益と、連結当期純損益が33,827百万円の損失であったにもかかわらず、これを12,770百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が109,701百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する『純資産合計』欄に189,122百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成19年３月期有価証券報告書を提出し、

⑷　平成19年12月26日、売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が1,565百万円の利益であったにもかかわらず、これを12,014百万円の利益と、連結中間純損益が5,205百万円の損失であったにもかかわらず、これを5,322百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が104,918百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する『純資産合計』欄に194,462百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成19年９月中間期半期報告書を提出し、

⑸　平成20年６月30日、売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が1,745百万円の利益であったにもかかわらず、これを24,847百万円の利益と、連結当期純損益が13,061百万円の損失であったにもかかわらず、これを11,046百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が94,219百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する『純資産合計』欄に198,030百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成20年３月期有価証券報告書を提出し、

⑹　平成20年８月13日、売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が1,403百万円の利益であったにもかかわらず、これを3,486百万円の利益と、連結四半期純損益が163百万円の利益であったにもかかわらず、これを1,406百万円の利益と記載するなどした四半期連結損益計算書、及び連結純資産額が91,339百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する『純資産合計』欄に196,374百万円と記載するなどした四半期連結貸借対照表を掲載した平成20年６月第１四半期四半期報告書を提出した。

【課徴金額】　1,816万9,998円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年６月23日

課徴金納付命令日　平成21年７月28日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪　株式会社ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年６月26日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社ビックカメラは、

⑴　特別目的会社を活用した不動産流動化スキームを行ったところ、ビックカメラとともに、当該特別目的会社が組成した匿名組合への出資を行った株式会社豊島企画は、その出資、融資等の実態からビックカメラの子会社に該当することとなり、同スキームにおけるビックカメラのリスク負担割合は約31％となるから、同スキームの終了に伴い、平成19年10月26日に、ビックカメラに匿名組合からの匿名組合清算配当金として4,920百万円（百万円未満切捨て。）が発生することはなく、これをビックカメラの特別利益として計上することはできないにもかかわらず、株式会社豊島企画の出資者をビックカメラとは無関係の第三者に仮装していたことにより、匿名組合清算配当金が発生し、これを特別利益として計上することができる場合に該当するとして、

有価証券報告書等について、関東財務局長に対し、

①　平成19年11月20日、ビックカメラ及びビックカメラの連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生したとして「同スキームの終了に伴い、匿名組合清算配当金が発生し」、「平成20年８月期の個別決算及び連結決算において、特別利益として匿名組合清算配当金4,920百万円を計上する予定であります」と記載した臨時報告書を提出し、

②　平成19年11月29日、平成19年８月期連結財務諸表の「重要な後発事象」の注記において、「同スキームの終了に伴い、平成19年10月26日付で匿名組合清算配当金4,920百万円が発生しております」と記載した平成19年８月期有価証券報告書を提出し、

③　平成20年５月２日、匿名組合清算配当金の計上等により、連結中間純損益が1,398百万円（百万円未満切捨て。以下、連結中間純利益額及び連結当期純損益額について同じ。）の利益であったにもかかわらず、これを7,145百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成20年２月中間期半期報告書を提出し、

④　平成20年11月27日、匿名組合清算配当金の計上等により、連結当期純損益が1,662百万円の損失であったにもかかわらず、これを4,112百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成20年８月期有価証券報告書を提出した。

⑵　また、有価証券届出書について、関東財務局長に対し、

平成20年５月16日、平成19年８月期有価証券報告書及び平成20年２月中間期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年６月９日、163,500株の株券を123億3,771万円で取得させた。

【課徴金額】　２億5,353万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年６月26日

課徴金納付命令日　平成21年７月30日